

男女共同参画審議会

市民委員を募集します

すべての人の人権が尊重され、自らの意思で生き方を選択し、男女が性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる社会の実現をめざして、豊中市は平成15年(2003年)10月に「男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例に基づき、男女共同参画の推進に関する施策や重要事項、計画について審議する「男女共同参画審議会」を設置しています。このたび、現在の委員の任期満了にともない、市民委員を募集します。

ともに考え、アイデアを出し合い、豊中市の男女共同参画社会の実現をめざしませんか。

- 対象 豊中市内在住または在勤・在学の、令和8年(2026年)1月20日時点で18歳以上の人
(豊中市議会議員、豊中市職員、豊中市の審議会などの委員は除く)
- 募集人数 2人(女性1人、男性1人)
- 任期 令和8年(2026年)1月20日～令和10年(2028年)1月19日
- 内容 男女共同参画の推進に関する重要事項についての調査・審議など
会議は年に2回程度(予定)
- 報酬 1回9,700円(税込)
- 応募方法 「(1)働く場(2)地域における男女共同参画の推進方策」((1)(2)どちらでも可)をテーマに、応募理由も含めて800字以内にまとめ、住所(在勤・在学の方は勤務先・学校名と所在地も)、名前(フリガナ)、年齢、性別、電話番号を書き、以下の(1)～(4)のいずれかの要領でお申込みください。
 - (1) 郵送または持参 下記住所へ郵送または持参ください。
〒561-8501
豊中市中桜塚3丁目1番1号
豊中市役所 市民協働部 人権政策課 女性支援係 行
 - (2) ファックス 06-6846-6003 へご送信ください。
 - (3) 電子メール 女性支援係メールアドレス
(danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp) へご送付ください。
 - (4) 市ホームページ 「豊中市トップページ」> 人権・文化・スポーツ
> 男女共同参画 > 男女共同参画トピックス」の専用応募フォームからお申込みください。
- 申込締切 令和7年(2025年)10月17日(金) 【必着】



* 選考結果について *

応募用紙をもとに選考し、令和7年(2025年)12月中旬(予定)までに応募者全員に結果を連絡します。(なお、応募用紙は返送いたしませんのでご了承ください。)

【問合せ】豊中市市民協働部人権政策課 女性支援係
(豊中市男女共同参画審議会事務局)

TEL 06-6858-2654

mail danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp

※必要に応じてお使いください。

ふりがな 名前		年齢	歳	性別	
住所	〒		電話		

* 豊中市内に在住されていない方のみ、勤務先・学校の名称及び住所もご記入ください。

[illegible]